

2026

令和8年

9

協会けんぽ

職場内で
ご覧ください

ふくおかだより

協会けんぽ2025(令和7)年度決算のお知らせ

2025年度の決算の概要

2025年度の決算は収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円となりました。

保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者1人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ 2025年度決算 | 医療分 (単位: 億円)

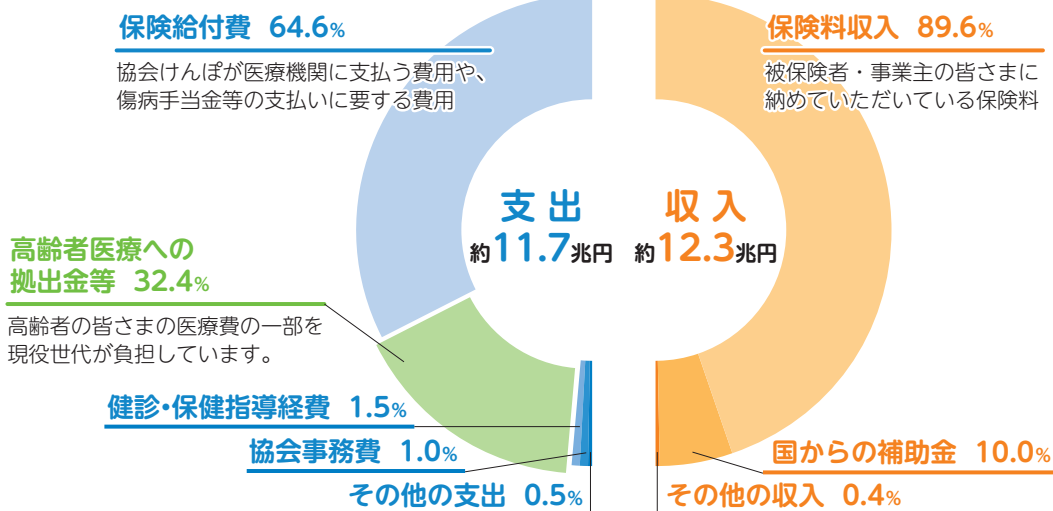
収入	保険料収入	110,546 (+4,057)
	国庫補助等	12,383 (+693)
	その他	477 (+132)
	計	123,406 (+4,881)

支出	保険給付費	75,369 (+2,818)
	拠出金等	37,829 (+1,634)
	その他	3,413 (+220)
	計	116,611 (+4,672)

単年度収支差	6,795 (+209)
--------	--------------

※()内は、前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により保険料の増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと**
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること**
- 団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金**が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026(令和8)年度診療報酬改定において、診療報酬(本体部分)の改定率が3.09%(2026年度: +2.41%、2027年度: +3.77%)と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※2026年度は平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。

みんなで取り組む医療費適正化

かかりつけ医を持ちましょう！

かかりつけ医とは健康に関することを何でも相談でき、身近で頼りになる医師のことです。日頃の健康相談や大病院への受診など判断に困った時にも相談できて安心です。紹介状なしで大病院を初診で受診すると診察料に加えて7,000円以上の特別料金がかかりますが、かかりつけ医からの紹介状があれば負担は生じません。



緊急時以外は診療時間内に受診しましょう！

本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。この時間帯の受診は、自己負担の増加だけでなく、医療スタッフの負担になるとともに本当に治療が必要な方の治療の機会を奪うことになりかねません。やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。

令和8年度被扶養者資格再確認のご協力をお願いします

協会けんぽでは毎年、健康保険の被扶養者が現在も資格要件を満たしているかについて資格の再確認を実施しています。

■確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

☑ 健康保険の資格が重複している可能性が高い方

☑ 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方

☑ 令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円)以上の方(18歳未満及び令和8年4月1日以降に認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

■実施方法

被扶養者状況リストを事業所へお送りします。リストに必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

■被扶養者の条件に該当しなくなったときは？

「健康保険被扶養者(異動)届」のご提出が必要です。速やかなご提出をお願いいたします。

■送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬(予定)にかけて順次送付

■提出期限

令和8年12月11日(金)

令和7年度の実績

被扶養者の解除となった方	約18.8万人
前期高齢者納付金の負担軽減額	約6億円



令和8年8月から高額療養費制度が見直されました

今回の見直しでは、制度全体の持続可能性の確保の観点から、低所得の方の負担に配慮しつつ、月単位の追加のご負担をお願いする一方で、「多数回該当」の金額を維持し、新たに「年間上限」を設けることで、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化しています。

詳細は協会けんぽ
HPをご覧ください



ポイント①：自己負担限度額の変更

ポイント②：高額療養費の年間上限の新設(年間の医療費負担を抑える仕組み)